

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	86 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

HPに掲載  
<https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2020/06/jitumukeiken1.pdf>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員
役割	<p>より実践的な職業教育の質を確保するため、教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果を評価することを目的とした委員会を置く。教育活動及び学校運営の状況についての自己評価の結果を踏まえ評価を行い、その結果を校長に報告する。</p> <p><b>【審議内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度の看護学校自己評価、学校関係者評価の実施方法を検討し、評価項目である「教育理念・目的・目標」「教育課程」「教授・学習/評価過程」「組織・管理運営」「入学」「卒業、就職・進学指導」「地域社会貢献/国際交流」「教職員の育成」「法令等の遵守」の自己評価結果の内容が適切か審議する。</li> </ul> <p><b>【意見の活用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施した看護学校自己評価、学校関係者評価の評価結果を踏まえた今後の取組について検討する。</li> <li>・看護学校自己評価、学校関係者評価による結果を踏まえ、教務会議にて授業計画（シラバス）の内容を検討・変更する。</li> </ul>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
公益社団法人地域医療振興協会	2020年4月1日～ 2022年3月31日	地域医療研究のシニアアドバイザー 東京大学名誉教授
独立行政法人地域医療機能推進機構 東日本地区事務所統括部医療課 看護専門職	2019年5月1日～ 2021年3月31日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター附属看護専門学校専任教員を経て、独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター外科病棟師長、独立行政法人地域医療機能推進機構相模野病院副看護部長を歴任
通訳業	2019年5月1日～ 2021年3月31日	全研本社英語講師、通訳（外務省・文科省主催日英英語交流事業、内閣府・東京都主催海外派遣事業他）
(備考)		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

	<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業の方法(講義、演習、実験、実習)、授業内容(授業科目の概要)年間の授業計画(シラバス)(授業回数、スケジュール)、到達目標を各教員が12月ごろまでに授業計画(シラバス)を作成し、1~2月に教員会議等で前年度総括及び次年度授業計画について授業計画(シラバス)の見直し検討を行っている。</li> <li>・全ての授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成している。</li> <li>・成績評価については、学則第6章 第22条、第23条及び学校内規、要項等において、講義履修要項、臨地実習要項を定めている。学則、内規に基づいて、評価方法を授業計画(シラバス)に記載している。</li> </ul>
授業計画書の公表方法	<p>全学生に学生便覧を配布。 HPに掲載 <a href="https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E6%83%85%E5%A0%B1/?tab=2">https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E6%83%85%E5%A0%B1/?tab=2</a></p>

<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学則において、授業科目の単位修得の認定は、講義・実習等の出席状況及び当該科目の評価により行うことを定めている。</li> <li>・授業科目の評価は試験により行い、A、B、C及びDとし、C以上を合格とする。出席時間数が授業時間の必要時間数に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。ただし、学校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したことのある者については、この限りではないことを学則において定めている。また、試験を欠席した場合に追試験、試験において合格点に達しなかった場合に再試験を受けることができる。</li> <li>・学則施行細則 第11条において、A：100点～80点、B：79点～70点、C：69点～60点、D：60点未満と成績の評価を定めている。</li> <li>・授業科目の修了は、学校長が定める科目を履修し、その試験に合格した者に対して認定され、所定の単位が与えられる。</li> <li>・単位修得及び修了の認定については、年度末に学校長、副学校長、事務長、事務長付、副院長、内科主任部長、副看護部長2名、専任教員8名、事務1名合計17名の学務委員による学務会議（卒業認定会議）において、評価結果について確認・検討・認定を行っている。</li> <li>・成績結果については、学年末に全学生の個別面談を行い通知している。</li> </ul>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の成績は、各学年毎に順位化及び科目平均点の度数分布状況を把握している。また、GPA制度を活用し、個々の学生の学修の全体的な状況を把握するようにしている。</li> <li>・GPAの算出方法は、科目成績評価 A：4点、B：3点、C：2点、D：0点</li> <li>①1科目1単位の科目：A評価の科目数×4+B評価の科目数×3+C評価の科目数×2</li> <li>②1科目2単位の科目：(A評価の科目数×4+B評価の科目数×3+C評価の科目数×2)×2</li> <li>③上記(①+②)÷1年間に取得する必要のある単位数により算出する。</li> <li>・年度毎に学年毎に集計している。</li> </ul>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>HPに掲載  <a href="https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E6%83%85%E5%A0%B1/?tab=2">https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E6%83%85%E5%A0%B1/?tab=2</a></p>

<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学則において、卒業については、所定の授業科目を履修し、その全ての授業科目の単位を修得した者について、卒業認定会議の議を経て認定される。ただし、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者は、原則として卒業することができない。また、卒業と認定した者に対して、学校長から卒業証書が授与され、専門士（医療専門課程）の称号が授与される。</li> <li>・卒業の認定については、年度末に学校長、副学校長、事務長、事務長付、副院長、内科主任部長、副看護部長 2 名、専任教員 8 名、事務 1 名、合計 17 名の学務委員による学務会議（卒業認定会議）において、評価結果について確認・検討・認定を行っている。</li> </ul> <p>【ディプロマポリシー】</p> <p>人間に対する理解を深め、誠実で豊かな人間性を養うとともに、科学的思考と問題解決能力を養い、保健医療福祉システムの中で、地域医療・地域包括ケアの要として、専門的役割を果たす看護実践者を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の命を尊び、あらゆる人をありのままに受け入れ、尊重できる。</li> <li>・看護の専門的知識、技術をもって判断、問題解決ができる。</li> <li>・科学的根拠を基に、論理的思考ができ、対象に合わせた個別的な看護が実践できる。</li> <li>・社会、保健医療福祉の動向を敏感にとらえ、看護を創造的に考えられる。</li> <li>・地域医療・地域包括ケアチームの一員として看護職の役割を果たせる。</li> <li>・人間関係のプロセスの中で、相互に啓発し合い、自己成長できる。</li> <li>・豊かな感性と真摯で主体的な学ぶ姿勢をもち、看護を探求し続ける態度がもてる。</li> </ul>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>全学生に学生便覧を配布。 HP に掲載 <a href="https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2019/09/sotugyouseizou.pdf">https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2019/09/sotugyouseizou.pdf</a></p>

## 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	HPに掲載 <a href="https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/">https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/</a>
収支計算書又は損益計算書	HPに掲載 <a href="https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/">https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/</a>
財産目録	—
事業報告書	HPに掲載 <a href="https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/">https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/</a>
監事による監査報告（書）	HPに掲載 <a href="https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/">https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/</a>

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程	看護学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	3,060 単位時間／ 97 単位	1,735 単位時間	290 単位時間	1,035 単位時間	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			3,060 単位時間／97 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		116人	0人	8人	80人	88人	

#### カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎分野 看護の対象である人間、生命、人間を取り巻く環境に関する理解を深め、物事の本質を洞察し、倫理的な判断に基づき生活上の問題を解決できる力を養う。そして、個人及び家族も含めた個人の所属する集団の特性を理解し、人間のより良いあり方を追求する姿勢を養う。</li> <li>・専門基礎分野 専門職としての科学的思考、人間の健康に関する問題解決に必要な基礎的知識を学ぶ。また、保健医療福祉制度と他職種の役割を理解し、社会資源を活用するための知識を学ぶ。</li> <li>・専門分野 I 人間に対する理解を深め、健康の概念、保健医療福祉における看護の役割について学ぶ。</li> </ul>
--

<p>また、看護実践の基礎となる看護技術や問題解決の方法などの知識・技術・態度を習得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門分野Ⅱ さまざまな健康レベルにある対象を理解し、多様なニーズを踏まえ、事例を通して、臨床実践能力を高めるための専門的知識・技術・態度について学ぶ。</li> <li>・統合分野 包括的看護の視点で、急速に変化する保健医療福祉システムや社会のニーズに対応できる能力が養えるよう、あらゆる場での看護活動、組織における看護師の役割を理解し、臨地実践に即した看護を学ぶ。</li> <li>・授業方法は、講義、演習、実習があり、講義で行った内容を、演習、実習を通して理解が深まるように計画している。</li> <li>・講義は、講師による説明に加え、学生同士で学習意欲、学習力を高められるようグループワーク等を行う。また、習得した知識を活用できるよう思考力を高め、自己の考えをアウトプットすることで知識の定着が図れるように構築している。</li> <li>・授業進度は、基礎的なことから専門的な内容につながるように段階的に学習に取り組めるように計画している。</li> <li>・科目認定試験は、試験期間を設け、1日2～3科目を設定し、学生が十分学習時間がとれるように日程を調整している。</li> </ul>
<p>成績評価の基準・方法</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価の基準・方法は、学則により、講義・実習等の出席状況及び当該科目の評価により行う。原則、教育課程に掲げる授業科目1科目について1試験を行う。科目認定試験の結果が、AからCまでが合格(A=100～80点、B=79～70点、C=69～60点)、60点未満は不合格(D=60点未満)とし、本試験において、科目認定試験が60点未満の場合は、再試験の対象となる。また、原則として規定時間数の3分の2以上の出席がある科目に限り、試験及び評価を受けることができる。ただし、学校長が認める場合には、出席時間数を満たしていなくても課題の提出・補講により試験及び評価を受けることができる。</li> <li>・再試験は、学生による申請により受験することができる。</li> <li>・学科試験は、授業科目ごとに授業科目の授業終了後に行う。ただし、学校長が必要と認めるときは、授業科目の授業の終了前であっても、臨時にこれを行う。試験の方法は、筆答、口答、レポート提出、実技および臨地実習評価による。筆答した場合、試験時間は、1試験50分とする。</li> <li>・学科試験を欠席した者で、学校長がその理由がやむを得ないと認めるものについては、学科試験の行われた日から1月以内に追試験を行うことができる。追試験の評点は、各授業科目において100点を満点とし、当該試験で得た点数から2割減じた点数となり、60点以上を合計点とする。</li> <li>・学科試験及び追試験の評点が規定する合格点の60点に達しない学生に対し、その者の申し出により当該授業科目について、1回に限り再試験を行うことができる。再試験の評点は、各授業科目とも100点を満点とし、60点以上を合格点とするが、その点数が60点を超えるものであっても、60点として取り扱う。</li> <li>・実習の評価は、出席時間数、実習内容、実習記録全般、各種レポート及び評価表をもって担当教員が行う。各実習科目の評点が規定する合格点の60点に達しない学生に対し、その者の申し出により当該科目について、1回に限り再実習を行うことができる。</li> </ul>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業の認定基準は学則により、所定の授業科目を履修し、その全ての履修科目の単位を修得した者について、卒業認定会議の議を経て卒業が認定される。ただし、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、原則として卒業することができない。</li> <li>・進級の認定基準について、各学年での必要単位の取得状況や出席状況を踏まえ、年度末に行われる単位認定会議を経て決定される。</li> </ul>

<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チューター制度            学生が在学中の学業及び学生生活を円滑に送ることが出来るよう、学生・教員間、及び学生同士の意思疎通を円滑にするため、学生個人と担当教員の個別面談を行うとともに、1～3年生の学年縦断するメンバーにより日常的に交流を図っている。</li> <li>・看護師国家試験模擬試験            民間教育事業者による看護師国家試験模擬試験を学生に周知し、授業習熟状態の確認や試験対策に役立てている。</li> <li>・奨学金制度等            生活と学業の両立を支援するため、各種奨学金制度等の利用を紹介している。            (独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター、日本学生支援機構、東京都看護師等修学資金貸与制度、東京都育英資金、教育職業訓練給付金)</li> </ul>
---

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
39人 (100%)	0人 (0%)	39人 (100%)	人 (%)
(主な就職、業界等)			
・独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター、法人の関連病院、大学病院等			
(就職指導内容)			
・独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンターによる就職説明会の開催(2回/年)			
(主な学修成果(資格・検定等))			
・看護師国家試験受験資格 ・保健師・助産師養成所受験資格 ・専門士(医療専門課程)の称号の取得			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
124人	5人	4.0%
(中途退学の主な理由)		
・進路変更によるもの、成績不良によるもの		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
・チューター制度を活用し個別面談・相談による学生支援		



②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	200,000 円	408,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
・独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター奨学金貸与制度あり				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) HP に掲載 <a href="https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2019/12/2019gakkouhyouka.pdf">https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2019/12/2019gakkouhyouka.pdf</a>		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・より実践的な職業教育の質を確保するため、教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果を評価することを目的とした学校関係者評価委員会を置き、教育活動及び学校運営の状況についての自己評価の結果を踏まえた評価を行う。</li> <li>・評価項目は「教育理念・目的・目標」「教育課程」「教授・学習/評価過程」「組織・管理運営」「入学」「卒業、就職・進学指導」「地域社会貢献/国際交流」「教職員の育成」「法令等の遵守」を定めている。</li> <li>・評価結果の活用方法としては、学校関係者評価委員会において、当該年度の看護学校自己評価、学校関係者評価の実施方法の検討、決定し、実施した看護学校自己評価、学校関係者評価の評価結果を踏まえ、実践的な看護教育にかかる活動等、特に看護に必要な知識・技能・態度に関わる質が、基準に適合しているか否かを判定・評価し、看護教育の促進を図る。</li> <li>・学校関係者評価委員会は、学校長、副学校長、事務長、事務長付、教務主任、専任教員の他、外部委員として、保護者、卒業生、地域住民、独立行政法人地域医療機能推進機構関係者、実習機関関係者、その他教育に関する有識者のうちから 2 名以上選出し、学校長が委嘱する。</li> </ul>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
公益財団法人地域医療振興協会	2020 年 4 月 1 日～ 2022 年 3 月 31 日	関連業界関係者
独立行政法人地域医療機能推進機構 東日本地区事務所統括部医療課	2019 年 5 月 1 日～ 2021 年 3 月 31 日	卒業生
フリーランス (通訳業)	2019 年 5 月 1 日～ 2021 年 3 月 31 日	教育関係指導者カンファレンス通訳
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) HP に掲載 <a href="https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2019/12/2019gakkouhyouka.pdf">https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2019/12/2019gakkouhyouka.pdf</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/>